



第44回定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月25日（火曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分を予定しております。）

場所

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
The Okura Tokyo（オークラ東京）
オークラ プレステージタワー 7階「メイプル」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の額及び内容等決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案 監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の額及び内容等決定の件

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第44回定時株主総会を2024年6月25日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知申し上げます。

株主総会の議案及び第44期の事業の概要につきご説明申し上げますので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長 佐藤 勉



証券コード 7088

2024年6月4日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
株式会社フォーラムエンジニアリング
代表取締役社長 佐藤 勉

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.forumeng.co.jp/ir/stock/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「フォーラムエンジニアリング」又は「コード」に当社証券コード「7088」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、事前に書面又はインターネット等により議決権をご行使いただけますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2024年6月24日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

日 時

2024年6月25日（火曜日）午前10時

場 所

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 The Okura Tokyo（オークラ東京）
 オークラ プレスステージタワー 7階「メイプル」
 （末尾の会場ご案内函をご参照ください。）

目的事項

報告事項

- 第44期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
- 第44期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額
決定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の額及び
内容等決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案 監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する
譲渡制限付株式の付与のための報酬等の額及び内容等決定の件

以 上

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主の皆様にお送りする書面からも記載を省略することとしておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

■事業報告のうち、以下の事項

- ・株式の状況
- ・新株予約権等の状況
- ・社外役員に関する事項
- ・会計監査人の状況
- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

■連結計算書類のうち、以下の事項

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

■計算書類のうち、以下の事項

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

監査報告の作成に際して監査役が監査した事業報告には、上記事業報告の各事項が含まれております。また、会計監査報告及び監査報告の作成に際して会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類には、上記連結計算書類及び計算書類の各事項が含まれております。本招集ご通知の記載若しくは電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

なお、株主総会の運営方法に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにて、お知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

| | | |
|---|---|---|
|  <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2024年6月25日(火曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)</p> |  <p>書面(郵送)で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年6月24日(月曜日) 午後6時到着分まで</p> |  <p>インターネット等で議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年6月24日(月曜日) 午後6時入力完了分まで</p> |
|---|---|---|

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 XXXXXXXX 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月×日

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、5、6、7、8号議案

- 賛成の場合 >> **「賛」** の欄に〇印
- 反対する場合 >> **「否」** の欄に〇印

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> **「賛」** の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> **「否」** の欄に〇印
- 一部の候補者を反対する場合 >> **「賛」** の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

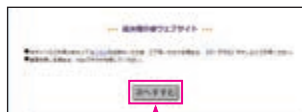
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

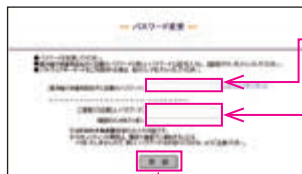
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9：00～21：00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への適切な利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、業績に基づく継続的かつ安定的な配当を実施することを基本としております。安定的な配当を実現し持続的な企業価値向上に対するコミットメントとして、配当性向につきましては60%以上を維持し、中期経営計画（cognavi Vision2026）期間において、累進配当を導入いたします。

※累進配当：原則として「減配なし、配当維持もしくは増配を行う」とする配当政策

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、業績、財政状態、今後の事業展開等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項
及びその総額

当社普通株式1株につき金 **37円50銭**

なお、この場合の配当総額は **1,958,183,175円**

剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月26日

（注）当社は、2023年12月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。したがって、上記期末配当は株式分割前の1株当たり配当額に換算すると、1株につき75円に相当し、前期と比べ25円の増配となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 監査・監督機能の強化及び意思決定の迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 当社の事業活動の現状に即したものにするため、事業目的の整理・変更を行うものであります。
- (3) 株主総会の招集権者及び議長の定めを業務執行体制の実態に合わせるため、変更を行うものであります。
- (4) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会の終結の時をもって生じることといたしたいと存じます。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| 第1章 総 則 | 第1章 総 則 |
| 第1条 (条文省略) | 第1条 (現行どおり) |
| (目 的) | (目 的) |
| 第2条 (1)～(11) (条文省略) | 第2条 (1)～(11) (現行どおり) |
| <u>(12) 土木建築等その他建設工事全般の</u> <u>請負並びにこれらに関する調査、企画、</u> <u>設計、監理</u> | (削 除) |
| <u>(13) 物品の仕分け、梱包、配送並びに</u> <u>販売の請負</u> | <u>(12) ノベルティなど物品の制作、仕分</u> <u>け、梱包、配送並びに販売の請負</u> |
| <u>(14) (条文省略)</u> | <u>(13) (現行どおり)</u> |
| <u>(15) 食料品、清涼飲料水、食品添加物</u> <u>の製造、加工並びに販売</u> | (削 除) |
| <u>(16) 飲食店の経営</u> | (削 除) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(17) <u>不動産賃貸業</u></p> <p>(18) <u>前各号に付帯する一切の業務</u></p> | <p>(削 除)</p> <p>(14) (現行どおり)</p> |
| <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> | <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> |
| <p>第5条 (条文省略)</p> | <p>第5条 (現行どおり)</p> |
| <p>第2章 株 式</p> | <p>第2章 株 式</p> |
| <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> | <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> |
| <p>第3章 株主総会</p> | <p>第3章 株主総会</p> |
| <p>第12条～第13条 (条文省略)</p> <p>(議 長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条～第17条 (条文省略)</p> | <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(議 長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>あらかじめ取締役会で定めた代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条～第17条 (現行どおり)</p> |
| <p>第4章 取締役及び取締役会</p> | <p>第4章 取締役及び取締役会</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>15名以内</u>とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>6名以内</u>とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は、<u>5名以内</u>とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>4. <u>監査等委員である取締役の補欠者の予選の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて、会長1名、及び副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。</p> | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から社長1名を選定し、必要に応じて、会長1名、及び副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。</p> |
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> |
| <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>第23条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> |
| <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>第26条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員 数)</u></p> <p>第27条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第28条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任 期)</u></p> <p>第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第30条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第31条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> | <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第28条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第32条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第35条 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p><u>第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> | <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第29条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p><u>第31条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>2. (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第37条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p><u>第38条</u> (条文省略)</p> <p>第7章 計 算</p> <p><u>第39条</u>～<u>第42条</u> (条文省略)</p> | <p>2. (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第32条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p><u>第33条</u> (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算</p> <p><u>第34条</u>～<u>第37条</u> (現行どおり)</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p><u>附則</u></p> <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p><u>第1条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、取締役7名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

なお、本議案の候補者の選定にあたっては、任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」の審議を経て、取締役会で決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏名 | 当社における現在の地位 | 属 | 性 |
|-----------|------------------------|------------------------|----|-------|
| 1 | さとう つとむ 佐藤 勉 | 代表取締役社長 指名・報酬委員会 委員 | 再任 | |
| 2 | もと はた ひろ と 本 畑 弘 人 | 特別顧問 | 新任 | |
| 3 | たけ なか へい ぞう 竹 中 平 蔵 | アドバイザー | 新任 | 社外 独立 |

候補者番号 1

さとう つとむ
佐藤 勉

再任



生年月日

1964年1月19日生

所有する当社の株式数

1,407,838株

取締役在任年数

15年11ヶ月

(本総会最終時)

取締役会出席率 (出席状況)

100% (14回中14回)

略歴、当社における地位及び担当

1984年4月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー 日本支社 入社
1984年11月 株式会社スタッフサービス 入社
2006年1月 同社 代表取締役
2008年5月 当社 入社
2008年7月 当社 取締役副社長
2017年11月 当社 代表取締役社長
2021年1月 株式会社sucre 代表取締役 (現任)
2022年11月 Cognavi India Private Limited Director (現任)
2023年6月 当社 代表取締役社長 海外事業部門統括 広報・IR部、内部監査室管掌 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社sucre 代表取締役
Cognavi India Private Limited Director

取締役候補者とした理由

佐藤勉氏は当社の代表取締役社長を務めており、子会社であるCognavi India Private Limitedにおいて、Directorを兼務しております。人材ビジネスについての豊富な知識・経験をもとに、当社入社後は営業責任者として経営の中核を担い業績拡大に貢献した実績があること、2017年11月の社長就任以降も強いリーダーシップを発揮し、スキルマッチング機能を軸とした新たな事業の創出に寄与する等の功績を有しております。また、インドにおいて人材サービス事業を展開し、当社として初となるグローバル事業の創出に寄与しております。当社グループの成長基盤を強化すべく、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督を的確に行っており、今後も持続的な企業価値向上の実現のため、また、成長戦略の推進に適任であると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。取締役に選任後は、代表取締役兼社長執行役員としての職責を担う予定です。また、指名・報酬委員にも就任の予定となります。

候補者番号 2

もと はた ひろ と
本 畑 弘 人

新任



生年月日
1964年1月17日生

所有する当社の株式数
1,065,600株

略歴、当社における地位及び担当

- 1986年4月 野村証券株式会社 入社
- 1990年12月 ゴールドマン・サックス証券会社（現：ゴールドマン・サックス証券株式会社）入社
- 1994年1月 メリルリンチ日本証券株式会社（現BofA証券株式会社）入社
- 2000年11月 クレディスイスファーストボストン証券会社（現クレディ・スイス証券株式会社）入社
- 2004年4月 みずほ証券株式会社 入社
- 2005年4月 ブックフィールドキャピタル株式会社 代表取締役
- 2013年11月 株式会社Mokkei 代表取締役（現任）
- 2015年3月 株式会社SBI証券 取締役
- 2017年6月 同社 常務取締役
- 2019年6月 同社 専務取締役
- 2022年11月 ビジョンクラフト株式会社設立 代表取締役社長CEO（現任）
- 2023年2月 当社 特別顧問（現任）
- 2023年10月 PST株式会社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社Mokkei 代表取締役
ビジョンクラフト株式会社 代表取締役社長CEO

取締役候補者とした理由

本畑弘人氏は、長年にわたる金融機関での豊富な経験と高度な専門知識を備え、グローバル事業推進や投資家との良好な関係を築いてきた実績を有していること、また、経営者として培った幅広く深い見識も有しており、これらの豊富な経験と知識に基づき、当社の特別顧問として、経営に適切な助言を行っております。今後はIR、SRIにおける施策をはじめ、当社グループの持続的な成長と継続的な企業価値の向上への貢献が期待され、また、経営を担うに相応しいと判断したため、新たに同氏を取締役候補者として選任をお願いするものです。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

候補者番号 3

たけ なか へい ぞう
竹 中 平 蔵

新任

社外

独立



生年月日

1951年3月3日生

所有する当社の株式数

0株

略歴、当社における地位及び担当

- 1990年4月 慶應義塾大学総合政策学部 助教授
- 1996年4月 同大学総合政策学部 教授
- 2001年4月 経済財政政策担当大臣
- 2002年9月 金融担当大臣・経済財政政策担当大臣
- 2004年7月 参議院議員
- 2004年9月 経済財政政策・郵政民営化担当大臣
- 2005年10月 総務大臣・郵政民営化担当大臣
- 2006年11月 慶應義塾大学グローバルセキュリティ研究所 所長
- 2006年12月 アカデミーヒルズ理事長（現任）
- 2007年9月 世界経済フォーラム（ダボス会議）理事（現任）
- 2009年8月 株式会社パソナグループ取締役 会長
- 2015年6月 オリックス株式会社 社外取締役
- 2016年4月 慶應義塾大学 名誉教授（現任）
- 2016年6月 SBIホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
- 2020年12月 株式会社サイカ 社外取締役（現任）
- 2023年3月 Investcorp Japan, LLC ノンエグゼクティブチェアマン（現任）
- 2023年11月 当社 アドバイザー（現任）

重要な兼職の状況

慶應義塾大学名誉教授
世界経済フォーラム（ダボス会議）理事
SBIホールディングス株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

竹中平蔵氏は、大学における教授の経歴に加え、政府での要職を務められ、また、民間企業での社外取締役としての経験、人材ビジネスに対する知見を有しております。これらの豊富な経験と知識に基づき、業務執行を行う経営陣とは独立した見地で、経営の監督とチェック機能を担っていただくものとして、新たに社外取締役候補者として選任をお願いするものです。上記の理由から、多角的な視点で、取締役会への助言をいただくとともに、独立した立場から当社グループへの経営の監督を行っていただくことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 竹中平蔵氏は、新任の社外取締役候補者であります。
3. 竹中平蔵氏は、2024年6月をもってアカデミーヒルズの理事長を退任する予定であります。
4. 責任限定契約について
竹中平蔵氏が選任された場合、同氏と当社との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結する予定としております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結してあります。本議案が原案通り承認され、各氏が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2025年5月に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 独立役員の届出について
竹中平蔵氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準及び当社が定める独立性に関する基準を満たしていることから、同氏が社外取締役に選任された場合は、独立役員として指定する予定です。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の候補者の選定にあたっては、任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」の審議を経て、取締役会で決定しております。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力を生じることを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏 名 | 当社における現在の地位 | 属 性 |
|-----------|------------------------|-------------|----------|
| 1 | う の とし ひろ 宇 野 敏 弘 | 上席執行役員 | 新任 |
| 2 | にの みや か せい 二 宮 嘉 世 | 常勤監査役 | 新任 社外 独立 |
| 3 | なか だ か ず こ 中 田 華 寿子 | 取締役 | 新任 社外 独立 |

候補者番号 1

う の とし ひろ
宇 野 敏 弘

新任



生年月日
1959年9月14日生

所有する当社の株式数
148,804株

略歴、当社における地位及び担当

1983年4月 共栄火災海上保険相互会社 入社
1984年3月 株式会社理経 入社
2000年7月 エン・ジャパン株式会社 入社
2000年12月 同社 取締役
2002年5月 株式会社ユニーデバイス 入社
2011年7月 丸文セミコン株式会社 入社
2016年6月 当社 入社 経理部・財務部 執行役員
2017年2月 当社 経理財務部 執行役員
2018年6月 当社 取締役
2020年4月 フォーラムエンジニアリング健康保険組合 理事長（現任）
2021年6月 当社 経理財務部兼業務管理部 執行役員
2022年7月 当社 経理財務部 上席執行役員（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

宇野敏弘氏は、ファイナンス、会計、税務の各分野に精通するとともに、幅広い知見並びに豊富な経験を有しております。人材業界における経歴も有しており、当社入社後、これらの豊富な知識・経験をもとに、経理財務会計の責任者として経営の中核を担い、専門的知見を活かし財務安定性の確保、中長期的な成長戦略の実効性を高める役割を果たしております。また、同氏は当社コンプライアンス委員会の委員として、法令順守の推進に関わっております。

上記の理由により、取締役会の監督機能強化を図るため、客観的立場、妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

**生年月日**

1954年9月4日生

所有する当社の株式数

0株

監査役在任年数

7年

(本総会最終時)

取締役会出席率 (出席状況)

100% (14回中14回)

監査役会出席率 (出席状況)

100% (15回中15回)

略歴、当社における地位及び担当

1977年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行
2003年7月 株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行) リスク管理
業務部長
2007年8月 同行 退社
2007年10月 株式会社イオン銀行 取締役 執行役員 リスク管理統括部長
2011年3月 日本オフィス・システム株式会社 社外監査役(常勤)
2015年6月 菊水電子工業株式会社 社外監査役(非常勤)
2017年6月 当社 社外監査役(常勤)(現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

二宮嘉世氏は、金融機関でのリスクマネジメントの知見や上場企業及び他業種における監査業務の経験を有しています。その豊富な知識と幅広い見識に基づく監査業務を通じ、当社の経営の監督機能強化に寄与いただいております。

上記の理由により、取締役会の監督機能強化を図るため、独立した客観的立場、妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

また、同氏が選任された場合には、指名・報酬委員として当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号 3

なか だ か ず こ
中 田 華 寿 子

新任

社外

独立



生年月日

1965年1月15日生

所有する当社の株式数

0株

取締役在任年数

3年

(本総会最終時)

取締役会出席率 (出席状況)

100% (14回中14回)

略歴、当社における地位及び担当

1987年4月 電通ヤング・アンド・ルビカム株式会社 入社
1997年1月 スターバックスコーヒージャパン株式会社 入社
2005年1月 株式会社GABA 入社
2008年4月 ライフネット生命保険株式会社 入社
2011年4月 同社 常務取締役
2019年5月 株式会社マネースクエア 社外取締役
2019年12月 株式会社アドバンスクリエイト 社外取締役
2020年3月 アクチュアリ株式会社設立 代表取締役 (現任)
2021年6月 当社 社外取締役 (現任)
2021年7月 株式会社ispace 社外監査役
2022年6月 同社 社外取締役 (現任)
2023年12月 株式会社エニトグループ 社外取締役 (監査等委員) (現任)

重要な兼職の状況

アクチュアリ株式会社 代表取締役
株式会社ispace 社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中田華寿子氏はマーケティング、PRコミュニケーションに関する見識と専門性に加え、企業経営者としての経験、及び社外監査役の経験を有しております。当社の取締役会においても独立した立場からの監督及び意見、提言をいただいております。上記の理由により、取締役会の監督機能強化を図るため、独立した客観的立場、妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

また、同氏が選任された場合には、指名・報酬委員として当社の取締役候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 二宮嘉世氏、中田華寿子氏は、新任の社外取締役候補者であります。
3. 中田華寿子氏は、現在、当社の社外取締役であります。当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。なお、同氏の取締役在任期間は監査等委員会設置会社への移行前の社外取締役としての在任期間を含んでおります。
4. 責任限定契約について
会社法第427条第1項の規定に基づき、二宮嘉世氏、中田華寿子氏と当社との間において、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。各氏の選任が承認された場合は同契約を締結する予定です。宇野敏弘氏が選任された場合、同氏と当社との間において、新たに同契約を締結する予定です。
5. 役員等賠償責任保険契約について
当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案が原案通り承認され、各氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2025年5月に当該保険契約を更新する予定です。
6. 独立役員の届出について
二宮嘉世氏、中田華寿子氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準及び当社が定める独立性に関する基準を満たしていることから、当社は各氏を同取引所が定める独立役員として届け出ており、各氏の選任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定です。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2017年3月2日開催の臨時株主総会において年額1,000百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と定めることといたしたく存じます。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。

なお、当社は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により、後掲のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定することを予定しております。

本議案の内容は、当該決定予定の方針にも合致するものであり、また、指名・報酬委員会の答申、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当と判断しております。

現在の取締役は7名（うち社外取締役は3名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役は1名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の額及び内容 等決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等については、2021年6月24日開催の定時株主総会において、取締役の報酬等の額（年額1,000百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。））の範囲内で、年額200百万円以内とすること及び譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数を年150,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。なお、上記の発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の上限については2023年12月1日を効力発生日とする株式分割に伴い、年300,000株に調整しております。）とすること等について決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。本議案において同じ。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。））の範囲内で、年額200百万円以内と定めることといたたく存じます。

なお、当社は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により、後掲のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定することを予定しております。

本議案の内容は、当該決定予定の方針にも合致するものであり、また、指名・報酬委員会の答申、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当と判断しております。

本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる対象取締役は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、2名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権といたします。対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年300,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

【本割当契約の内容の概要】

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額100百万円以内と定めることといたしたく存じます。

また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

なお、当社は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により、後掲のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定することを予定しております。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第8号議案

監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の額及び内容等決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、株主の皆様との価値共有により当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、監査等委員である取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。本議案において同じ。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を、第7号議案「監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしております監査等委員である取締役の報酬限度額（年額100百万円以内）の範囲内で、年額20百万円以内と定めることといたたく存じます。

なお、当社は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により、後掲のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定することを予定しております。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる対象取締役は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、1名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権といたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議（なお、本議案により支給される金銭債権の額は、監査等委員である取締役の協議により決定）に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の額及び内容等決定の件」の【本割当契約の内容の概要】に記載の割当契約と同様の譲渡制限付株式割当契約を締結することを条

件とします。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針について

第2号議案、第5号議案、第6号議案、第7号議案及び第8号議案を承認いただいた場合の取締役報酬制度の概要は以下のとおりとなります。

なお、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員である取締役の協議によって決定いたします。

①基本方針

当社の取締役報酬は次の基本方針に則り決定します。

- a. 優秀な人材を確保し、当社の持続的発展に向けて、適切なインセンティブとして機能することを目的とする。
- b. 各々の取締役が担う役割・責任・成果を反映する。
- c. 当社の経営環境を踏まえ、会社業績及び企業価値と連動する。
- d. 第三者による調査等を踏まえ、優秀な人材の確保に資する競争力のある水準とする。

②報酬水準

取締役報酬の水準は、当社の経営環境及び第三者による経営者報酬に関する調査等を勘案し、上記基本方針に基づき設定いたします。

③報酬内容

取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬の内容は以下の構成となります。

| 報酬等の種類 | 報酬を与える時期 | 内 容 |
|-----------|--------------------------|---|
| 固定報酬 | 月例で支給 | 各役員の担当領域の規模・責任や経営への貢献の大きさに応じて等級を設定しております。また、同一等級内でも、個別の役員の前年度の実績（業績数値及び個人考課）に応じて一定の範囲で昇給が可能な仕組みとなっており、固定報酬においても役員の成果に報いることができるようにしています。 |
| 業績連動報酬 | 毎年1回、事業年度ごとの会社業績等の確定後に支給 | 取締役会にて承認された年度予算における営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の目標値に対する達成度合に応じ、固定報酬に対して0～25%の間で設定しています。 |
| 譲渡制限付株式報酬 | 毎年1回一定の時期に支給 | 固定報酬に20%を乗じて支給します。 |

監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）については、固定報酬及び譲渡制限付株式報酬を支給いたします。なお、社外取締役については、固定報酬のみを支給します。

④報酬構成比率

業績連動報酬の目標達成度が100%の場合の比率は以下のとおりです。

| | | | | | | | | | | |
|------|---|--------|---|-----------|---|---|---|-----|---|-----|
| 固定報酬 | : | 業績連動報酬 | : | 譲渡制限付株式報酬 | = | 1 | : | 0.2 | : | 0.2 |
|------|---|--------|---|-----------|---|---|---|-----|---|-----|

⑤報酬決定方法等

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、その合計額を2024年6月25日開催の定時株主総会において決議された報酬総額の範囲とし、取締役会決議で改廃される「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」及び本基準に従って、個別報酬額を決定します。

監査等委員である取締役の報酬は、その合計額を2024年6月25日開催の定時株主総会において決議された報酬総額の範囲内とし、監査等委員である取締役の協議によって個別報酬額を決定します。

取締役会においては、取締役報酬の水準についての第三者による経営者報酬に関する調査等を勘案し、当社の経営環境、上記基本方針を踏まえた上での、決定手続の客観性及び透明性が確保されていることから、個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2024年6月25日開催の第44回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額100百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2024年6月25日開催の第44回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の報酬枠（年額200百万円以内）は上記取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の範囲内となり、監査等委員である取締役の譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の報酬枠（年額20百万円以内）は監査等委員である取締役の報酬額の範囲内となります。

ご参考 スキルマトリックス

第2号議案、第3号議案及び第4号議案をご承認いただいた場合、当社の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりとなる予定です。

| 氏名及び担当 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。） | | | 監査等委員である取締役 | | |
|---------------|--------------|----------------------|-------------------|--------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| | | さとう つとむ 佐藤 勉 | もとはた ひろと 本畑 弘人 | たけなか へいぞう 竹中 平蔵 | うの としひろ 宇野 敏弘 | にのみや かせい 二宮 嘉世 | なかだ かずこ 中田 華寿子 |
| 役職 | | 代表取締役 兼社長執行役員 | 取締役 兼副社長執行役員 | 社外取締役 | 取締役 | 社外取締役 | 社外取締役 |
| 取締役が有する知識・経験等 | 企業経営 | ● | ● | ● | | | ● |
| | 関連業界・事業 | ● | ● | ● | ● | | |
| | 営業・マーケティング | ● | ● | | | | ● |
| | グローバル | | ● | ● | ● | ● | ● |
| | ファイナンス・財務会計 | | ● | | ● | | |
| | リスクマネジメント・法務 | | | ● | | ● | |
| 監査等委員 | | | | | ● 委員長 | ● | ● |
| 指名・報酬委員 | | ● | | | | ● 委員長 | ● |
| 独立性 | | | | ● | | ● | ● |
| ジェンダー | | 男性 | 男性 | 男性 | 男性 | 男性 | 女性 |

- ・上記一覧表は、各取締役の有する全ての知見を表すものではありません。
- ・上記知識・経験については、業務等での経験を3年以上有する場合、該当（●印）としております。

・各知識・経験の定義は以下のとおりです。

「企業経営」：企業経営の経験を有していること（代表取締役、上場会社役員経験）

「関連業界・事業」：人材派遣業界、人材関連ビジネスに関する知見・経験を有していること

「営業・マーケティング」：営業、マーケティング、コーポレートブランディングに関する知見・経験を有していること

「グローバル」：海外での事業マネジメント経験、海外事業に関する知見、海外事業推進に携わった経験を有していること

「ファイナンス・財務会計」：M&A、又は資本市場との対話についての知見、財務会計・税務に関する知見・経験を有していること

「リスクマネジメント・法務」：法務の専門性、コンプライアンス、リスクマネジメントに関する知見・経験を有していること

- ・上記独立性については、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準及び当社が定める独立性に関する基準に基づきます。

以上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 | 企業集団の現況 |

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

| | |
|-----------|-----------------|
| 売上高 | 営業利益 |
| 31,279百万円 | 3,029百万円 |
| 経常利益 | 親会社株主に帰属する当期純利益 |
| 3,017百万円 | 2,039百万円 |

(注) 当連結会計年度より、2022年10月に設立したCognavi India Private Limitedの重要性が増したため、同社を連結の範囲に含めております。このため、当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前期との比較分析は行っておりません。

当連結会計年度（2023年4月1日～2024年3月31日）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行によって経済活動の正常化が進み、所得環境が改善する中で、一部の産業で足踏みもみられるものの、緩やかな回復基調を示しました。中でも、当社主要顧客である大手製造業の景況感、価格転嫁の進展や資源高の一服から収益環境が改善し、回復基調が鮮明となっております。

このような環境の下、依然としてマーケット全体の慢性的人材不足感は強まっており、当社主力のエンジニア派遣サービスへの需要はコロナ以前同様の高い水準に回復しました。前事業年度から引き続き、派遣エンジニア求人広告の掲載内容の見直しや当社社員によるエンジニア社員紹介制度（リファラル採用制度）、退職者のカムバック採用制度等の施策を講じた結果、派遣エンジニアの採用数は前期比223名増加の970名となりました。

理工系学生のための就職支援サービスである「コグナビ 新卒」に関しては、当サービスを利用した学生の内定受諾数が増加したことにより、売上高は前期と比べて大きく上回りました。

利益面においても、派遣エンジニアの稼働者数が順調に増加したこと、人手不足、インフレ影響により派遣単価が上昇したこと、及び経費を戦略的に見直したことにより、前期と比較し、大きく上昇しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は31,279百万円、営業利益は3,029百万円、経常利益は3,017百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は2,039百万円となりました。

また、当社は、「スキルがつながる世界へ。」をミッションに掲げ、機械・電機系学生の学

びやエンジニアが持つスキルと、企業が求めるスキルとのつながりを、人工知能（AI）によって結びつける、独自のマッチングシステム「コグナビ」各サービスの浸透と拡充に取り組んでおります。当社は機電系エンジニア人材市場において、この「コグナビ」のマッチングテクノロジーを駆使し、エンジニアと企業をスキルでつなぐ世界の実現を目指しております。また、新卒理工系学生の就職支援から、転職、人材派遣、教育まで、エンジニアのすべてのキャリアシーンを、「コグナビ」がサポートしてまいります。

エンジニア派遣サービス「コグナビ 派遣」は、顧客企業の需要に確実に応えるべく、稼働人員数の更なる増加に繋げるため、派遣エンジニアの採用強化に取り組んでおります。当連結会計期間末時点の稼働人員数は、前期と比べ297名増加し、4,224名となりました。

理工系学生のための就職支援サービスである「コグナビ新卒」は、機電系の新卒学生年間約4万人すべてがメーカーに就職し、エンジニアとして働ける世界を実現するため、元メーカーエンジニアの当社社員が講師となり、大学3年生を対象にエンジニアの魅力を伝える「エンジニア職セミナー」を機電系学科のある大学で実施しております。当期は2025年卒の理工系学生を対象としたセミナーを精力的に実施し、新規会員数の獲得に注力しております。当社はこのセミナーを実施することによって培われた大学とのつながりを活かし、「コグナビ新卒」を第2の収益の柱とすることを目指してまいります。こうした取り組みにより、2024年卒会員数は2023年卒会員数と比較し1.6倍となり、当サービスを利用して企業に採用された2024年卒会員数は2023年卒会員数と比較し1.8倍増加しております。また、2025年卒登録会員数も順調に増加しており、約1.1万名に達しております。

経験者採用向けエンジニア紹介サービスである「コグナビ転職」は、「コグナビ新卒」でメーカーに就職したエンジニアが、やがて転職する際の受け皿となり、この流動機会を捕捉し、中長期には第3の収益の柱とすることを目指してまいります。

全国各地の提携大学の現役教授等による企業研修を提供するサービス「コグナビ カレッジ」は、大学教授の保有スキルをデータベース化する事で、企業のリスキリング需要に沿った専門性の高い研修を実施しております。

また、2022年10月に設立した当社の連結子会社であるCognavi India Private Limitedは2023年6月22日、インド初のAIマッチング技術を駆使したジョブポータルサイト「Cognavi（コグナビ）」をオープンいたしました。大学や企業のニーズなど、インドの市場環境に合わせたビジネスモデルを現地スタッフが考案し、機電系学生のみならず、すべての学生を対象とした新卒採用メディアとしてビジネス展開を進めております。学生会員数や提供大学数、採用企業数を指標に事業を進めており、インドの新卒学生と企業を結ぶ就活インフラになることを目指しております。2024年1月には、大学及び企業と、初の有償契約を締結いたしました。

なお、当社グループはエンジニア派遣・紹介事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の業績の記載を省略しております。

【ご参考】事業別売上高（単体）

| 事業区分 | 第43期 (2023年3月期) (前事業年度) | | 第44期 (2024年3月期) (当事業年度) | | 前期比 | |
|--------------|-------------------------------|----------|-------------------------------|----------|-----------|----------|
| | 金額 百万円 | 構成比 % | 金額 百万円 | 構成比 % | 金額 百万円 | 増減率 % |
| エンジニア派遣・紹介事業 | 28,751 | 100.0 | 31,279 | 100.0 | 2,528 | 8.8 |
| 合計 | 28,751 | 100.0 | 31,279 | 100.0 | 2,528 | 8.8 |

※当連結会計年度は連結初年度に当たるため、前年度との比較は行っておりません。ご参考までに株式会社フォーラムエンジニアリング単体の売上高及び前期比を記載しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資については、総額208百万円の投資をいたしました。投資内容につきましては、主に子会社 Cognavi India Private Limitedにおけるジョブポータルサイト「Cognavi(コグナビ)」に係るソフトウェア開発に72百万円の設備投資を実施しております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 41 期 (2021年3月期) | 第 42 期 (2022年3月期) | 第 43 期 (2023年3月期) | 第 44期 (当連結会計年度) (2024年3月期) |
|---------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------------------|
| 売上高 (百万円) | — | — | — | 31,279 |
| 経常利益 (百万円) | — | — | — | 3,017 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円) | — | — | — | 2,039 |
| 1株当たり 当期純利益 (円) | — | — | — | 39.39 |
| 総資産 (百万円) | — | — | — | 17,918 |
| 純資産 (百万円) | — | — | — | 13,289 |
| 1株当たり純資産 (円) | — | — | — | 248.33 |

- (注) 1. 当社は、第44期より連結計算書類を作成しております。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、銭未満を四捨五入して表示しております。
4. 当社は、2023年12月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。これに伴い、第44期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 41 期 (2021年 3 月期) | 第 42 期 (2022年 3 月期) | 第 43 期 (2023年 3 月期) | 第 44 期 (当事業年度) (2024年 3 月期) |
|----------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 27,728 | 26,914 | 28,751 | 31,279 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 2,275 | 1,816 | 1,619 | 3,208 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 1,344 | 1,248 | 1,163 | 2,197 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | 50.81 | 48.64 | 45.14 | 42.43 |
| 総 資 産 (百万円) | 20,893 | 20,768 | 17,700 | 17,714 |
| 純 資 産 (百万円) | 12,070 | 11,974 | 11,972 | 13,115 |
| 1 株 当 た り 純 資 産 (円) | 467.87 | 465.42 | 463.84 | 251.18 |

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、銭未満を四捨五入して表示しております。
 3. 当社は、2023年12月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。これに伴い、第44期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|-------------------------------|-------------------|----------|------------------------------------|
| Cognavi India Private Limited | 1,100百万 インドルピー | 81.82% | インド向けジョブポータルサイトの運営及びHRテックサービスの開発運営 |

- (注) 2022年10月10日付で設立したCognavi India Private Limitedの重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(4) 対処すべき課題

①エンジニア人材の確保

日本国内のエンジニア人材市場は社会の高齢化と人口減少を背景とした構造的な人材不足に直面していることから、今後もエンジニア人材の確保が難しい状況が継続するものと予想されます。従いまして、エンジニア人材採用力を強化することは当社の重要な経営課題であると考えております。

このような環境下、当社はAI（人工知能）を活用したスキルマッチング機能を駆使することで機電系エンジニア人材のあらゆる流動局面を捕捉し得る「コグナビ」各サービスを有しております。今後当社が持続的に成長するためには、「コグナビ」各サービスの中で主翼を担うエンジニア派遣サービス「コグナビ派遣」において、派遣エンジニア社員の採用に注力すると共に、エンジニア紹介サービスである「コグナビ新卒」、「コグナビ転職」の求人側利用者、求職側利用者の両方を増やし、エンジニア人材のあらゆる流動局面を捕捉し続けることが最重要課題であると考えます。

②テクノロジーとビジネスモデルによる競合優位性の確立

いわゆる「同一労働同一賃金」の実現を目的とした2020年4月の労働者派遣法改正や近年のHRテック企業の台頭等を背景として人材紹介サービスを取り巻く環境に変化が表れております。その一方で、様々なHRテックが登場しているものの、大きな変化を起こして市場を制覇する革新的なテクノロジーやビジネスモデルが業界内に見当たらないことも事実であります。

AIを活用した独自のテクノロジーにより、スキルマッチング機能を駆使することで学生から経験者、正社員から派遣社員まで、全ての機電系エンジニア人材の流動局面を捕捉し得る当社のビジネスモデルは、業界内を見渡しても類例を見ない革新的なものになっております。当社は、この独自のスキルマッチング機能を特長、強みとした営業活動を展開し、ターゲット顧客である大手機電系製造業との取引拡大を目指してまいります。このように、「コグナビ」テクノロジー及び「コグナビ」ビジネスモデルは当社の差異化の源泉であり、これらを活用したテクノロジーとビジネスモデルで競争優位性を確立することは当社の重要な経営課題であると考えております。

③財務体質の強化と流動性資金の確保

当社は中長期的な収益の柱の一つとして、インドに子会社を設立し、システム開発・運営を支援しております。

今後も健全な財務体質を維持し、取引金融機関からの高い信用力のもと、流動性資金を適宜確保することが当社の重要な経営課題であると考えております。

④ リスク管理の強化

当社はリスクを事前に回避すること及び万一リスクが顕在化した場合の被害最小化を図ることが重要であると考えております。

事業を進める上での様々なリスクの特定、リスク低減に向けた適切な対策の構築を目的に、リスクマネジメントの基本方針及び推進体制に関する基本的事項を定めたリスクマネジメント規程を定めています。

事業活動及びその他付随するリスク要因のうち、特に発生の可能性が高いと想定されたリスクについては、コンプライアンス委員会においてモニタリングを行うとともに、リスクとなる事象が発生した際には、総務担当部門、内部監査担当部門等の関係部門が連携・協議し、再発防止策等の対応を行います。

自然災害、新興感染症、サイバー攻撃等、経営資源に損害を与え、業務の停止・機能低下をもたらしかねない事象や緊急事態に迅速かつ一貫して対応するために、対策本部等の組織を設置し、危機管理体制の確立に努めています。

具体的な施策として、自然災害等不測の事態に備えたBCP（事業継続計画）の策定や情報セキュリティ基本規程等を定めるとともに、社内教育や訓練の実施、備えるべきリスク項目の見直しやその対応策を検討する等、リスク管理を継続的に強化していくことは当社の重要な経営課題であると考えております。

⑤ 海外事業への取り組み

当社は、今後飛躍的な経済成長が見込まれるインドにおいて、エンジニア専用のジョブポータルサイトの開発・運営を行うCognavi India Private Limitedを主体に事業を展開してまいります。日本国内においては、理工系学生とメーカーをメインターゲットとしておりますが、インドにおいては、全ての学生を対象としたジョブポータルサイトをインドで開発し、インドの全ての企業と大学、そして学生をつなぐ、インド市場に適合したシステムを運営することが重要であると考えております。

- (5) **主要な事業内容** (2024年3月31日現在)
 機電系エンジニア及びITエンジニアに特化した人材派遣・紹介事業

- (6) **主要な事業所** (2024年3月31日現在)

① 当社

| | | | | |
|---------|----------|---------|-----------|----------|
| 本 社 | 東京都港区 | | | |
| 営 業 拠 点 | 仙台フォーラム | 宮城県仙台市 | 宇都宮フォーラム | 栃木県宇都宮市 |
| | つくばフォーラム | 茨城県つくば市 | さいたまフォーラム | 埼玉県さいたま市 |
| | 東京フォーラム | 東京都港区 | 八王子フォーラム | 東京都八王子市 |
| | 横浜フォーラム | 神奈川県横浜市 | 厚木フォーラム | 神奈川県厚木市 |
| | 浜松フォーラム | 静岡県浜松市 | 松本フォーラム | 長野県松本市 |
| | 名古屋フォーラム | 愛知県名古屋市 | 京都フォーラム | 京都府京都市 |
| | 大阪フォーラム | 大阪府大阪市 | 神戸フォーラム | 兵庫県神戸市 |
| | 広島フォーラム | 広島県広島市 | 福岡フォーラム | 福岡県福岡市 |

② 子会社

| | |
|-------------------------------|-----------------------|
| Cognavi India Private Limited | インド共和国 カルナータカ州 ベンガルール |
|-------------------------------|-----------------------|

- (7) **使用人の状況** (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 区分 | 使用人数 |
|-------------------------------|--------|
| 株式会社フォーラムエンジニアリング | 4,662名 |
| Cognavi India Private Limited | 60名 |
| 合 計 | 4,722名 |

(注) Cognavi India Private Limitedの使用人数には、同社のDirector及びConsultantを含んでおります。

② 当社の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------------|--------|-----------|-------|--------|
| エンジニア派遣・紹介事業 | 4,662名 | 285名増 | 37.8歳 | 7.7年 |
| 合 計 | 4,662名 | 285名増 | 37.8歳 | 7.7年 |

(注) 1.当社の使用人のうち、他社で就業している技術者は4,340名となります。

2.当期より使用人数の集計方法を見直し、前事業年度末比増減数は見直し後の集計方法に基づき作成しているため、第43回定時株主総会招集ご通知掲載の事業報告「1、会社の現況（7）使用人の状況（2023年3月31日現在）」の前事業年度末比増減数に差異が生じております。なお、見直し後の集計方法に基づく前事業年度末の使用人数は4,377名、使用人のうち他社で就業している技術者は4,019名となります。

(8) 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 | 会社の現況 |

(1) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|--------|--|
| 代表取締役社長 | 佐藤 勉 | 海外事業部門統括、広報・IR部 内部監査室管掌、Cognavi India Private Limited Director、株式会社sucre 代表取締役 |
| 取締役 | 石毛 勇治 | 営業部門統括 |
| 取締役 | 二宮 久 | 管理部門統括、経営管理部管掌 |
| 取締役 | 佐藤 治夫 | システム開発部門統括、株式会社クレスコ社外取締役（監査等委員）、Cognavi India Private Limited Director |
| 取締役 | 水上 浩司 | |
| 取締役 | 梅本 龍夫 | 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科 客員教授、有限会社アイグラム 代表取締役、スミダコーポレーション株式会社 社外取締役 |
| 取締役 | 中田 華寿子 | アクチュアリ株式会社 代表取締役、株式会社space 社外取締役 |
| 常勤監査役 | 二宮 嘉世 | |
| 監査役 | 北田 純也 | 公認会計士、税理士、株式会社会計工房 代表取締役 |
| 監査役 | 荒木 俊馬 | 弁護士、株式会社サザビーリーグ 社外監査役 |

- (注) 1. 取締役水上浩司氏、取締役梅本龍夫氏及び取締役中田華寿子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役二宮嘉世氏、監査役北田純也氏及び監査役荒木俊馬氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役北田純也氏は、公認会計士、税理士の資格を有し、監査法人等において豊富な企業監査を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間において、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、執行役員全員（以下、役員等）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

④ 取締役の個人別の報酬等に関する方針について

当社では、2021年7月20日開催の取締役会において、以下のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に関する方針を定めております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

A 基本方針

当社の取締役報酬は次の基本方針に則り決定します。

- 優秀な人材を確保し、当社の持続的発展に向けて、適切なインセンティブとして機能することを目的とする。
- 各々の取締役が担う役割・責任・成果を反映する。
- 当社の経営環境を踏まえ、会社業績及び企業価値と連動する。
- 第三者による調査等を踏まえ、優秀な人材の確保に資する競争力のある水準とする。

B 報酬水準

取締役報酬の水準は、当社の経営環境及び第三者による経営者報酬に関する調査等を勘案し、上記基本方針に基づき設定いたします。

C 報酬内容

取締役報酬の内容は以下の構成となります。

| 報酬等の種類 | 報酬を与える時期 | 内 容 |
|-----------|--------------------------|--|
| 固定報酬 | 月例で支給 | 各役員の担当領域の規模・責任や経営への貢献の大きさに応じて等級を設定しております。また、同一等級内でも、個別の役員の前年度の実績（業績数値及び個人考課）に応じた一定の範囲で昇給が可能な仕組みとなっており、固定報酬においても役員の成果に報いることができるようにしています。 |
| 業績連動報酬 | 毎年1回、事業年度ごとの会社業績等の確定後に支給 | 業績連動報酬に係る業績指標は営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を用いております。当該項目は当社の事業活動の成果であり、単年度の業績目標達成を促すものであることから、指標として選んでおります。取締役会にて承認された年度予算における営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じ、固定報酬に対して0～25%の間で設定しています。 |
| 譲渡制限付株式報酬 | 毎年1回一定の時期に支給 | 固定報酬に20%を乗じて支給します。 |

なお、社外取締役については、固定報酬のみを支給します。

D 報酬構成比率

業績連動報酬の目標達成度が100%の場合の比率は以下のとおりです。

| | | | | | | | | | | |
|------|---|--------|---|-----------|---|---|---|-----|---|-----|
| 固定報酬 | : | 業績連動報酬 | : | 譲渡制限付株式報酬 | = | 1 | : | 0.2 | : | 0.2 |
|------|---|--------|---|-----------|---|---|---|-----|---|-----|

E 報酬決定方法等

取締役の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内、また、役位別に設定された金額内で、個別評価、業績達成度に基づき、指名・報酬委員会において審議し、その答申を踏まえ、取締役報酬の水準についての第三者による経営者報酬に関する調査等を勘案し取締役会の決議により決定します。

取締役会においては、取締役報酬の水準についての第三者による経営者報酬に関する調査等を勘案し、当社の経営環境、上記基本方針を踏まえた上での、決定手続の客観性及び透明性が確保されていることから、個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬限度額は、2017年3月2日開催の臨時株主総会において、年額1,000百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。）と決議いただいております。なお、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の報酬枠（年額200百万円以内）は上記取締役の報酬額の範囲内となります。

F 当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

(単位：百万円)

| | 営業利益 | 親会社株主に帰属する当期純利益 |
|--------|------------------|------------------|
| 目標（予算） | 2,709 (2,710) | 1,789 (1,790) |
| 実績 | 3,028 (3,029) | 2,039 (2,039) |

なお、指標となる実績については、雇用調整助成金の受給額を除いた数値をもとに、達成度を算出しております。下段（ ）内の数値は控除前の数値となります。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：百万円)

| 区 分 | 報酬等の額 | 報酬等の種類別の総額 | | | 支給人数 (名) |
|------------------|-------------|-------------|----------|-----------|-------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役 (うち社外取締役) | 167 (26) | 145 (26) | － (－) | 22 (－) | 9 (3) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 23 (23) | 23 (23) | － (－) | － (－) | 3 (3) |
| 合 計 (うち社外役員) | 190 (49) | 168 (49) | － (－) | 22 (－) | 12 (6) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2017年3月2日開催の臨時株主総会において、年額1,000百万円以内（うち社外取締役分は年額500百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。）と決議いただいております。なお、当該決議時の取締役は8名（うち社外取締役2名）となります。
 3. 監査役の報酬限度額は、2016年6月30日開催の第36回定時株主総会において、年額500百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の監査役は2名となります。
 4. 2021年6月24日開催の第41回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対して、上記2. の固定報酬枠の範囲内で譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の額として年額200百万円以内とすることを決議いただいております。なお、当該決議時の取締役（社外取締役を除く。）は4名となります。
 5. 非金銭報酬等には、当事業年度における譲渡制限付株式報酬費用の計上額を記載しております。割当ての際の条件等は「2（1）④取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針について」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項「1（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
 6. 上記のほか、2023年6月27日開催の第43回定時株主総会決議に基づき、同総会最終の時をもって退任した取締役1名に対し270万円の退職慰労金を支給しております。
 7. 当事業年度末日現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、2023年6月27日開催の第43回定時株主総会最終の時をもって、任期満了により退任した取締役2名（うち社外取締役0名）が含まれているためであります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|--------|
| (資 産 の 部) | |
| 流 動 資 産 | 15,117 |
| 現金及び預金 | 11,006 |
| 売掛金 | 3,959 |
| 前払費用 | 114 |
| その他 | 36 |
| 固 定 資 産 | 2,800 |
| 有 形 固 定 資 産 | 417 |
| 建 物 | 250 |
| 工具、器具及び備品 | 154 |
| 使用権資産 | 12 |
| 無 形 固 定 資 産 | 1,157 |
| ソフトウェア | 1,087 |
| ソフトウェア仮勘定 | 55 |
| その他 | 15 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 1,225 |
| 投資有価証券 | 10 |
| 繰延税金資産 | 782 |
| その他 | 433 |
| 資 産 合 計 | 17,918 |

| 科 目 | 金 額 |
|---------------|--------|
| (負 債 の 部) | |
| 流 動 負 債 | 4,618 |
| リース債務 | 6 |
| 未払金 | 800 |
| 未払費用 | 506 |
| 未払法人税等 | 796 |
| 預り金 | 100 |
| 賞与引当金 | 1,726 |
| その他 | 681 |
| 固 定 負 債 | 9 |
| リース債務 | 6 |
| その他 | 3 |
| 負 債 合 計 | 4,628 |
| (純 資 産 の 部) | |
| 株 主 資 本 | 12,921 |
| 資 本 金 | 117 |
| 資 本 剰 余 金 | 129 |
| 利 益 剰 余 金 | 13,242 |
| 自 己 株 式 | △568 |
| その他の包括利益累計額 | 46 |
| 為替換算調整勘定 | 46 |
| 非支配株主持分 | 322 |
| 純 資 産 合 計 | 13,289 |
| 負 債 純 資 産 合 計 | 17,918 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------------|--------|
| 売上高 | 31,279 |
| 売上原価 | 22,134 |
| 売上総利益 | 9,144 |
| 販売費及び一般管理費 | 6,115 |
| 営業利益 | 3,029 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 3 |
| 受取手数料 | 2 |
| 助成金収入 | 9 |
| 未払配当金除斥益 | 2 |
| その他 | 0 |
| 合計 | 18 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 6 |
| シンジケートローン手数料 | 24 |
| その他 | 0 |
| 合計 | 31 |
| 経常利益 | 3,017 |
| 特別損失 | |
| 固定資産除売却損 | 0 |
| 税金等調整前当期純利益 | 3,016 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 944 |
| 法人税等調整額 | 65 |
| 当期純利益 | 2,006 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失(△) | △33 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,039 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------|--------|
| (資 産 の 部) | |
| 流 動 資 産 | 13,439 |
| 現金及び預金 | 9,350 |
| 売掛金 | 3,959 |
| 前払費用 | 114 |
| その他の | 15 |
| 固 定 資 産 | 4,275 |
| 有 形 固 定 資 産 | 402 |
| 建 物 | 250 |
| 工具、器具及び備品 | 151 |
| 無 形 固 定 資 産 | 1,058 |
| ソフトウエア | 1,040 |
| ソフトウエア仮勘定 | 2 |
| その他の | 15 |
| 投資その他の資産 | 2,814 |
| 投資有価証券 | 10 |
| 関係会社株式 | 1,599 |
| 繰延税金資産 | 782 |
| その他の | 422 |
| 資 産 合 計 | 17,714 |

| 科 目 | 金 額 |
|---------------|--------|
| (負 債 の 部) | |
| 流 動 負 債 | 4,598 |
| 未払金 | 792 |
| 未払費用 | 505 |
| 未払法人税等 | 796 |
| 預り金 | 100 |
| 賞与引当金 | 1,726 |
| その他の | 677 |
| 負 債 合 計 | 4,598 |
| (純 資 産 の 部) | |
| 株 主 資 本 | 13,115 |
| 資 本 金 | 117 |
| 資 本 剰 余 金 | 129 |
| 資 本 準 備 金 | 129 |
| 利 益 剰 余 金 | 13,437 |
| 利 益 準 備 金 | 22 |
| その他利益剰余金 | 13,415 |
| 別途積立金 | 1,800 |
| 繰越利益剰余金 | 11,615 |
| 自 己 株 式 | △568 |
| 純 資 産 合 計 | 13,115 |
| 負 債 純 資 産 合 計 | 17,714 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|--------------|-----|--------|
| 売上高 | | 31,279 |
| 売上原価 | | 22,132 |
| 売上総利益 | | 9,146 |
| 販売費及び一般管理費 | | 5,923 |
| 営業利益 | | 3,223 |
| 営業外収益 | | |
| 受取手数料 | 2 | |
| 助成金収入 | 9 | |
| その他 | 2 | 15 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 5 | |
| シンジケートローン手数料 | 24 | |
| その他 | 0 | 30 |
| 経常利益 | | 3,208 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除売却損 | 0 | 0 |
| 税引前当期純利益 | | 3,207 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 944 | |
| 法人税等調整額 | 65 | 1,010 |
| 当期純利益 | | 2,197 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社フォーラムエンジニアリング

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 本 泰 行
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 開 内 啓 行
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フォーラムエンジニアリングの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フォーラムエンジニアリング及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類

を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

株式会社フォーラムエンジニアリング
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 本 泰 行
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 開 内 啓 行
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フォーラムエンジニアリングの2023年4月1日から2024年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し

適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、内部監査部門等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に対面あるいはオンライン形式で出席し、取締役、内部監査部門及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に対しては、対面及び電話回線並びにインターネット等を経由した手段も活用して、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及びその他の使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査部門及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

株式会社フォーラムエンジニアリング 監査役会

常勤監査役 二 宮 嘉 世 ㊟
(社外監査役)

社外監査役 北 田 純 也 ㊟

社外監査役 荒 木 俊 馬 ㊟

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

The Okura Tokyo (オークラ東京) オークラ プレステージタワー 7階「メイプル」

交通

- ①東京メトロ日比谷線 虎ノ門ヒルズ駅 出口A2a 徒歩約5分
- ②東京メトロ日比谷線 神谷町駅 出口4b 徒歩約6分
- ③東京メトロ銀座線／南北線 溜池山王駅 出口14 徒歩約10分
- ④東京メトロ銀座線 虎ノ門駅 出口3 徒歩約10分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。